

ファミリー・サポート・センター 講習会のお知らせ

ファミリー・サポート・センター事業とは、子育ての支援を受けたい人（おねがい会員）と子育ての支援ができる人（まかせて会員）が会員登録し、相互支援活動（有料）を行うものです。

宇美町ファミリー・サポート・センターは開設10年目を迎え、会員登録総数も277名になりました。支援活動を通して、おねがい会員とまかせて会員の家族間で交流が生まれ、子育て支援の輪もますます広がりをを見せています。センターでは、専任のアドバイザーが会員間の橋渡しを行います。

会員になるにはどうしたらいいの？

- ① 講習会への参加
- ② 入会手続の後、登録

おねがい会員 町内に居住、または勤務先のある方。（講習会1回と交流会に参加必要）

まかせて会員 町内に居住し、健康で支援活動に理解と熱意を有する20歳以上の方。（講習会4回と交流会に参加必要）

講習会のご案内 ※交流会で入会の受付をします。日程・講習内容が一部変更になる場合もあります。

回	日時・会場	講習内容	講師
講習会1	1月25日(木)	子どもの体の発達	宇美町役場 保健師
講習会2	1月29日(月) 10時～12時	子どもの安全と事故	日本赤十字社 福岡県支部
講習会3	2月10日(土) うみハピネス 視聴覚室	ファミサポでつながる 子育て仲間	子ども発達支援事業・乳幼児学級講師 梯 裕子
講習会4	2月15日(木) および 多目的ホール	子どもの遊び	町立保育園 保育士
交流会	2月24日(土)	事業説明 交流会	ファミリー・サポート・センター アドバイザー

- ▶ 申込方法 電話
- ▶ 受講料 無料（講習会2のみ教材費206円）
- ▶ 締め切り 平成30年1月17日（水）
- ▶ 託児 有り（未就学児・要事前申し込み、定員になり次第締め切ります）



こんなとき利用できます

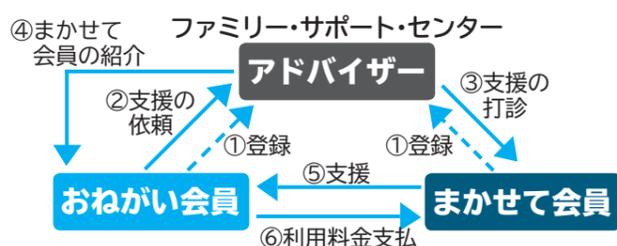
- 子どもをつれて出かけにくいとき（学校行事、冠婚葬祭、買い物など）
 - 保育園・学童保育所などへの送り迎えができないとき
 - 保育園・学童保育所などが終了後、子どもをみるできないとき
- ※対象年齢は生後6か月～小学校6年生です。
※預かる場所は、原則「まかせて会員」の自宅です。

利用料金（子ども1人につき1時間の料金）

月～金曜日 (祝日を除く)	7時～19時	700円
	上記の時間外	900円
土、日、祝日、年末年始 (12/29～1/3)	7時～19時	800円
	上記の時間外	1,000円

※兄弟姉妹は二人目から半額です。

ファミリー・サポート・センターのしくみ



申込・問い合わせ 宇美町ファミリー・サポート・センター ☎ 932-0601
子育て支援課 子育て支援係 ☎ 933-1322



『縁～感謝を胸にさらなる飛躍を～』 平成30年 宇美町成人式

日時 平成30年1/7(日) 受付 12時30分～

成人おめでとうございます。

山脇 喜歩 実行委員長をはじめとする新成人8人が、一生の思い出に残る成人式を企画し、当日の司会・進行を行います。

※写真撮影がありますので必ず受付をしてください。
受付をしないと、記念品の集合写真が送付できません。

▶ 開式 13時30分～

▶ 会場 中央公民館（平和1-1-1）

▶ 対象 平成9年4月2日～平成10年4月1日生まれの方
※平成29年11月1日現在、宇美町に住民登録のない方で、宇美町の成人式に参加を希望する場合は、事前にお問い合わせください。

▶ 託児 生後6カ月～就学前（要予約）

※平成29年12月25日（月）までに事前申し込みをお願いします。希望される方は、お茶・おむつ・着替え・ビニール袋をご持参ください。



申込・問い合わせ 社会教育課 社会教育係 ☎ 933-2600

消費生活相談窓口です

12月は悪質商法撲滅月間 みんなで防ぼう 悪質商法

県では、毎年12月を「悪質商法撲滅月間」と定め、県内各地で巧妙化する悪質商法を防止するための啓発活動に取り組んでいます。自分だけは騙されないは禁物！日々進化するその手口を知り、悪質商法から身を守りましょう。最近よくある2つの悪質商法をご紹介します。

格安ブランドショップ じつは… 詐欺サイトだった！

《相談事例》

スマートフォンの「ブランドバック 格安」で検索したサイトに前払いで代金を振り込んだが、商品が届かない。問い合わせメールの返事も来ない。

《アドバイス》

振込先の金融機関の「振込め詐欺 救済法」相談窓口へ口座凍結の相談をしましょう。警察への届け出も必要です。

↓トラブルに巻き込まれたり、困ったときは、左記窓口へご相談ください。

かすや中南部広域消費生活センター

▶ 開設日 月曜日～金曜日（祝日・12/29～1/3は除く）
▶ 相談時間 10時～15時30分（昼休みの時間も相談できるようにしました）
▶ 所在地 志免町地域安全安心センター2階（県道68号線大の交差点横）
☎ 936・1594

宇美町消費生活相談窓口

▶ 開設日 水曜日～祝日・12/29～1/3は除く
▶ 相談時間はセンターと同じ。☎ 934・2258

販売目的を隠した訪問販売 じつは… 医療器具の販売だった！

《相談事例》

「体の不調を何でも治す」と電話があり、自宅に訪問して来ることになっているが、業者名も分からず不安。

《アドバイス》

留守番電話に設定しておくことは有効な対処法です。うっかり契約してしまつたら、8日間「クーリング・オフ」で無条件に解除することができます。